

福祉・介護職員等処遇改善加算等における当法人の取り組み

当法人では、福祉・介護職員等処遇改善加算等において、令和6年6月より福祉・介護職員等処遇改善加算（I）を算定しております。本加算の算定にあたり、職員の賃金改善及び賃金以外の改善方法については以下のように取り組んでおります。

【入職促進に向けた取り組み】

- 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・毎年度の法人及び各事業所における事業計画書への明記及び人事考課制度の運用による職員の育成。

【資質向上やキャリアアップに向けた支援】

- 働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験に係る特別休暇の付与、受講料の支援。職員のキャリアに応じた施設内外研修への参加促進及び研修費用負担。

【腰痛を含む心身の健康管理】

- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ・各事業所の利用者特性等に応じた各種マニュアルの整備

令和6年6月1日
社会福祉法人友愛会